

## 充実した総合法律支援を実施するための方策についての有識者検討会 第三回会議 報告要旨

特定非営利活動法人全国女性シェルターネット

共同代表 近藤 恵子

### 1. DV・ストーカー事案の危険性と特徴

毎日新聞報道記事(2014.4.11)にみられるように、DV・ストーカー被害は直接的間接的に生命を脅かされる犯罪行為であり、被害者の恐怖と不安は消えることがない。内閣府の暴力実態調査では、20人に1人が「殺されるかもしれない」経験をしていると答えている。これは、180万件の殺人未遂事件が発生していることを意味している。危険度の高い重大な犯罪であることの認識が不足している。

とくに、ストーカー事件はその危険度が高い。DV加害者はある程度安定的継続的な支配関係を維持していることから、被害者が離婚の準備を始めたり、家を出たりするまでは過激な行動を抑える傾向にあるが、ストーカー加害者の場合は関係性が不安定であることから、一方的な好意を受け入れられないことに逆上する傾向が強い。いつ何がおこるかわからない危険度の高さを関係者は充分認識する必要がある。

### 2. DV・ストーカー事案への対応

2011年DV防止法の施行以降、DV相談は急増しているが、一時保護件数は低減傾向にあり、23年度は急落している。被害実態は苛酷化・深刻化の一途をたどっているにもかかわらず、緊急保護対応が十分に機能していないことは、被害者の生命の安全を守る上で重大な問題といわなければならない。

平成24年度DV・ストーカー一時保護件数

◆婦人相談所・DVセンター

DV 4,373

交際相手 239 (うちストーカー 26)

◆民間シェルター

DV・性暴力 1,500~2,000件(推定)

※ 上記新規対応件数のほかに、民間シェルター等では自立支援・回復支援ケースに対応している。年間延べ件数は1シェルター1,000件を超え、全国の民間シェルターを総計すると10万件近い支援件数となる。

#### ・民間シェルター等でのDV対応

電話相談→面接相談→シェルター対応→保護命令手続き→医療支援・行政支援・司法支援・生活支援・就労支援・メンタルサポートほか

- ・民間シェルター等でのストーカー対応

電話相談→面接相談→緊急対応・警察との連携→安全確保→必要とされる支援

### 3. 当事者の生命を守るための弁護士との連携

- ・支援現場では、DV・ストーカー事案に精通した弁護士を必要としている。

弁護士の同行によってようやく被害届を受理された性暴力事案があり、

本人申請の保護命令が窓口で突き返され、弁護士からの申請によってなんとか受け付けられたケースがあり、

弁護士の参加によって調停手続きにおける裁判所の対応が変化したケース等が相次いでいる。

DV・性暴力裁判における最近のバックラッシュ傾向を考えると、精通弁護士は、ジェンダーの視点をもって、当事者の権利回復のために裁判所を説得する役割を期待される。女性の人権にかかわる判例は、日々、当事者の立場から書き換えられなければならない。

- ・しかし、DV・ストーカー事案に精通した弁護士が不足している。

法テラスのDV離婚等の対応登録弁護士数は増えているが、支援現場で役に立つ弁護士の数は少ない。信頼できる弁護士は全国でも数十人程度。弁護士による二次被害もあとを絶たない。

- ・当事者の命を守るためには、DV・ストーカー事案に精通した弁護士の養成が緊急の課題であり、支援現場と緊密に連携した実践的研修を工夫する必要がある。司法修習のプログラムに、DV・ストーカーサポートを義務づけてはどうか。また、ひまわり基金法律事務所に配属される弁護士・法テラスのスタッフ弁護士は、DV・ストーカー事案の精通弁護士であることがのぞましい。

### 4. 関係機関による迅速・緊密な連携の必要性

DV・ストーカー犯罪は、常に生命が脅かされる危険度緊急度の高い案件であることから、警察・DVセンター・民間シェルター・児童相談所・医療機関等の連携が進められている。

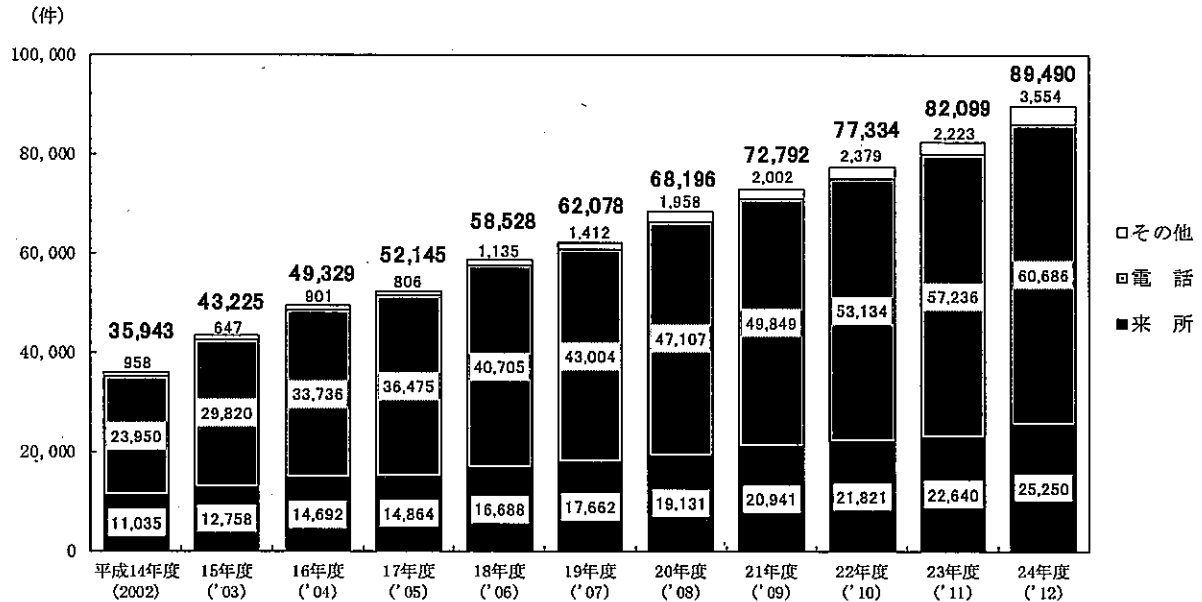
DV・ストーカー事案は、法的介入が必要なケースも多いことから、関係機関ネットワークのワンストップサービスに精通弁護士の関与が必要である。また、当事者が相談・避難の前に無料で利用できるDV対応弁護士相談窓口の設置や、民間シェルター等からも直接精通弁護士への依頼ができるシステムが求められる。

### 5. DV・ストーカー被害者の安全確保は国の責務

刑事事件の国選弁護人制度のように、DV・ストーカー事案については、当事者の生命の安全を確保する必要性から、相談対応・一時緊急避難・生活再建回復支援にかかわるすべての段階で、法律手続きの一切を無料とすべきである。いつでも、だれでも、どこからでも、無料で必要な支援を受けられるようにすることが国の責務である。

## 配偶者からの暴力に関するデータ

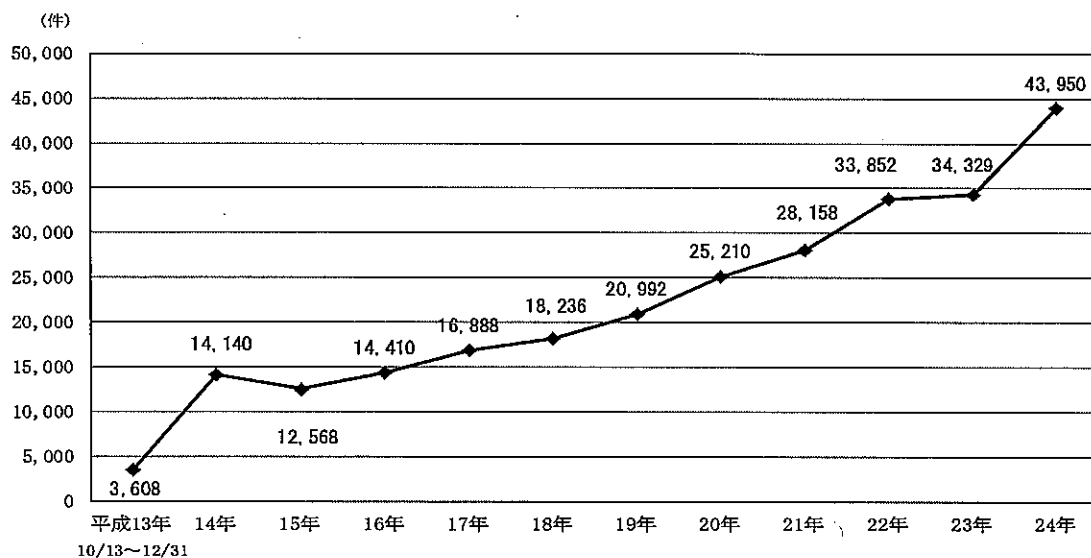
### 1 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数



(備考)

配偶者暴力防止法に基づき、都道府県の婦人相談所など適切な施設が、支援センターの機能を果たしています。市町村が設置している支援センターもあります。相談件数は、平成 24 年 4 月 1 日～25 年 3 月 31 日の間の、全国の支援センター223 か所（うち市町村設置の支援センターは 50 か所）における件数です。

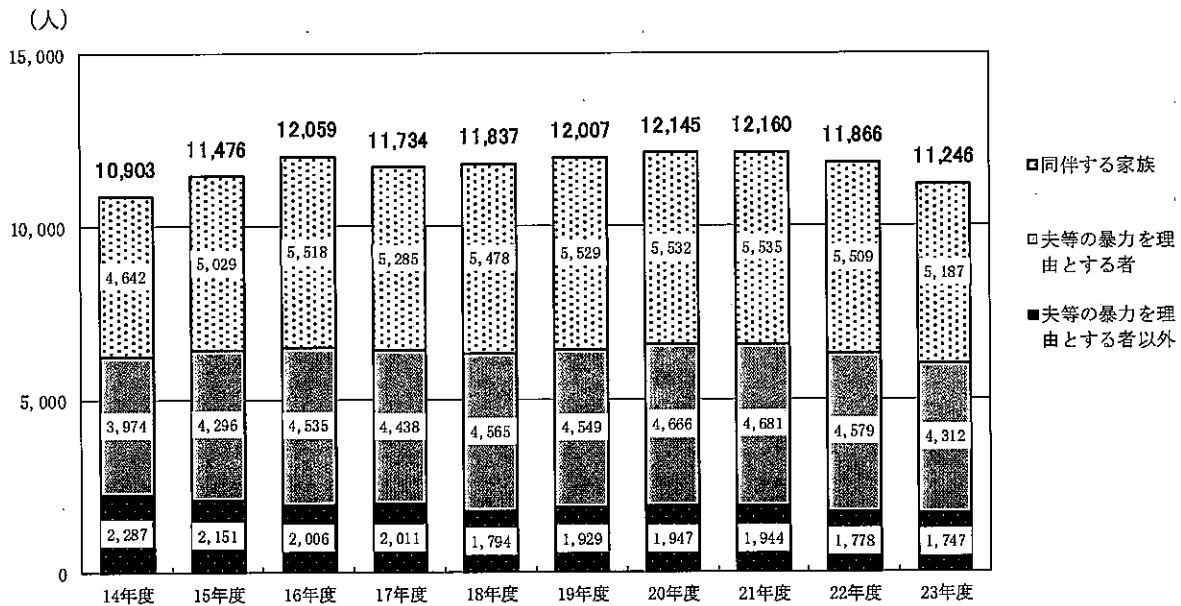
### 2 警察における暴力相談等の対応件数



(備考)

対応件数とは、都道府県警察において、配偶者からの暴力事案を相談、援助要求、保護要求、被害届・告訴状の受理、検挙等により認知・対応した件数です。

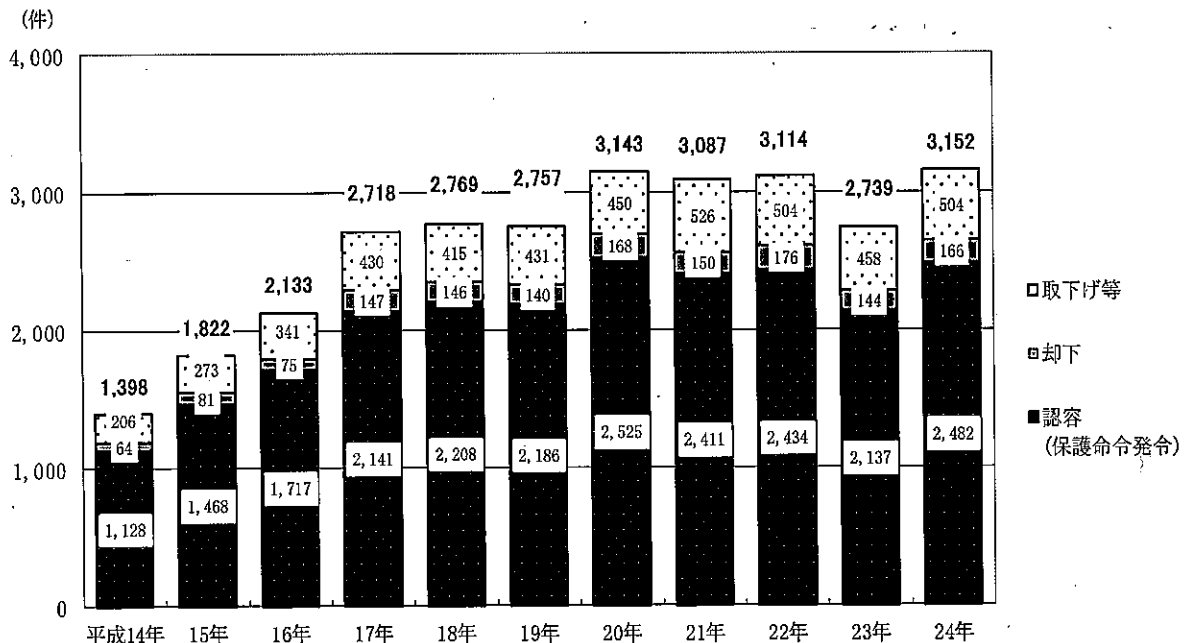
### 3 婦人相談所における一時保護件数



(備考)

婦人相談所は、売春防止法に基づき各都道府県に必ず1つ設置されています。配偶者暴力防止法に基づき、被害者及びその同伴家族の一時保護を、婦人相談所又は厚生労働大臣が定める基準を満たす施設において行っています。婦人相談所は、配偶者からの暴力の被害者以外にも、帰住先がない女性や、人身取引被害者等の一時保護を行っています。

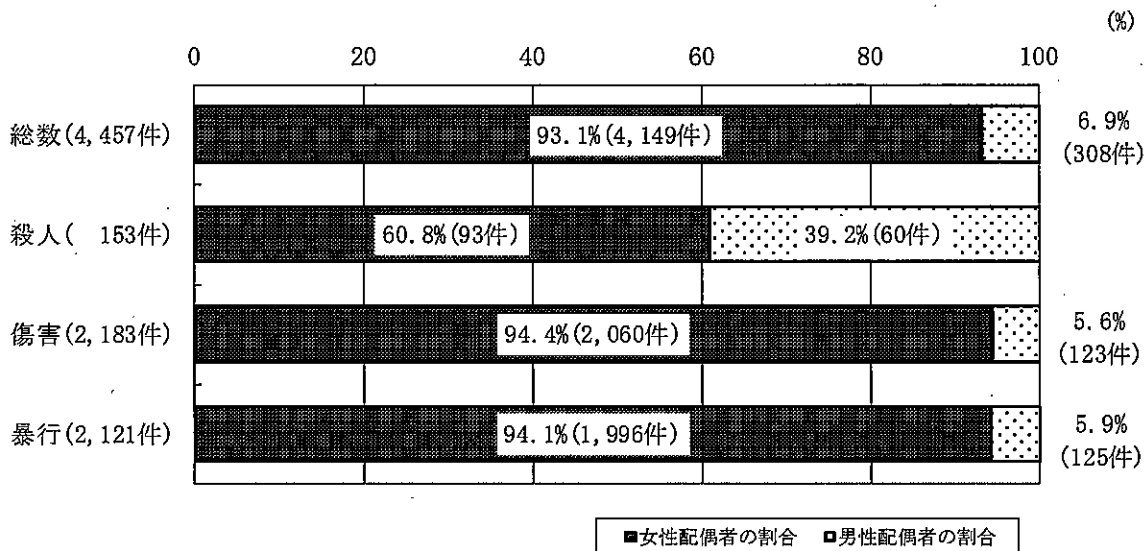
### 4 配偶者暴力防止法に基づく保護命令事件の既済件数



(備考)

配偶者暴力防止法に基づき、被害者が配偶者からの身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、被害者からの申立てにより、裁判所が配偶者に対し保護命令を発します。

## 5 配偶者間（内縁を含む）における犯罪の被害者（検挙件数の割合）



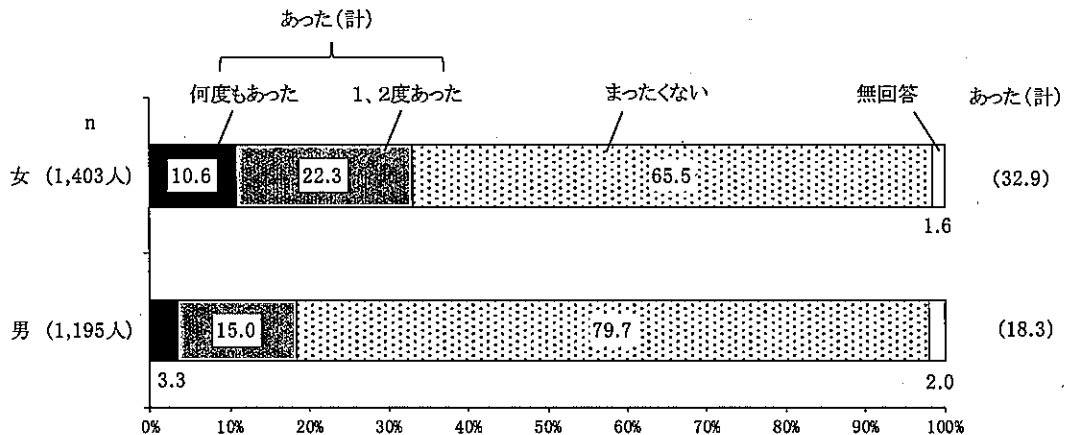
資料出所：警察庁調べ

(備考)

平成 24 年の犯罪統計に基づき、犯行の動機・目的にかかわらず、配偶者間で行われた殺人、傷害、暴行を計上しています。全てが配偶者からの暴力を直接の原因とするものではなく、例えば、殺人では囑託殺人、保険金目的殺人等、多様なものが含まれています。

## 6 アンケート調査による被害経験

配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む）から「身体的暴行」「心理的攻撃」「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことがある。



資料出所：内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成 23 年度調査）より作成

(備考)

全国 20 歳以上の男女 5,000 人を対象に行った無作為抽出アンケート調査によります（有効回収数（率）：3,293 人（65.9%）。「身体的暴行」「心理的攻撃」「性的強要」はそれぞれ以下のとおりです。

1. 身体的暴行：なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた。
2. 心理的攻撃：人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた。
3. 性的強要：いやがっているのに性的な行為を強要された。

# 平成24年度 婦人保護事業実施状況報告の概要

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課

婦人保護事業実施状況報告は、全国の婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設の状況を、各都道府県の婦人保護事業担当部局に調査し、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課が行政資料として把握したものである。

(以下は、平成24年4月1日～平成25年3月31日の状況である。)

## 1 婦人相談所の業務

婦人相談所は、売春防止法第34条に基づき、各都道府県に設置されており、要保護女子に関する各般の問題について相談を行い、必要な調査や医学的、心理学的、職能的判定とこれらに附随した指導を行い、一時保護を行うことを主たる業務としている。

平成14年4月からは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「DV防止法」という。)第3条により配偶者暴力相談支援センターとしての役割を果たすこととなった。また、平成16年12月からは、人身取引対策行動計画に基づき、人身取引被害者への支援を行っている。

さらに、平成25年6月26日に、「DV防止法」及び「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(以下、「ストーカー規制法」という。)が改正され、ストーカー規制法において、ストーカー被害者の支援を婦人相談所が行うことについて規定された。

### (1) 相談別状況

婦人相談所において受け付けた相談実人員は、来所相談、電話相談等を合わせて138,850人(暴力被害男性を含む)であった。

種別	総数	来所による相談			巡回相談、出張相談による相談	電話相談		その他(メール等)
		電話・巡回相談等の来所指示による	外国人からの相談	夜間相談				
実人員	(100%) 138,850	(11.2%) 15,527	4,629	675	(0.3%) 409	(87.7%) 121,726	24,593	(0.8%) 1,188
延人員	(100%) 231,842	(30.4%) 70,548	14,358	2,879	(0.4%) 899	(66.7%) 154,615	31,820	(2.5%) 5,780

### (2) 来所による相談実人員の主訴別内訳

(1)の来所による相談のうち、夫等からの暴力を主訴とする実人員は9,172人であり、実人員総数の59.2%にあたる。(本表は、暴力被害男性<34名>を含まない。)

総数	夫等からの暴力	離婚問題 家庭不和	帰住先なし 住居問題	親族間の 問題	子どもの 問題	交際相手 の問題	医療関係	経済関係	人身取引 売春強要 等(※)	その他
(100%) 15,493	(59.2%) 9,172	(10.1%) 1,568	(6.2%) 959	(4.6%) 711	(3.6%) 554	(2.4%) 370	(3.7%) 571	(1.6%) 248	(1.0%) 155	(7.6%) 1,185

※本項目において、ストーカー被害者33名を含む。

### (3) 一時保護の状況

一時保護は、売春防止法に基づき、要保護女子の婦人保護施設への収容保護又は関係諸機関への移送等の措置が採られるまでの間行うほか、短期間の更生指導を必要とする場合等に行われる。

またDV法により、配偶者からの暴力被害者及びその同伴する家族の一時保護を行うこととされ、母子生活支援施設、民間シェルター等一定の基準を満たす者には一時保護の委託が可能となっている。

さらに、人身取引対策行動計画に基づき、被害者の一時保護（委託を含む）を行っている。

	実 人 員	うち一時保護委託分	延 べ 人 員	うち一時保護委託分
要保護女子等	6,189	1,721	91,688	24,960
同伴する家族	5,376	2,113	80,059	30,638

### (4) 在所者の一時保護時の主訴別内訳

注) 在所者とは、前年度末在所者と平成24年度に新規に入所した者で、当該年度中1日でも在所した者をいう。

総数	夫等からの暴力	帰住先なし住居問題	親族間の問題	子どもの問題	交際相手の問題	人身取引売春強要等(※)	医療関係	経済関係	離婚問題家庭不和	その他
(100%) 6,189	(70.7%) 4,373	(11.5%) 713	(5.2%) 320	(3.2%) 197	(3.9%) 239	(1.4%) 88	(0.6%) 36	(0.5%) 35	(0.8%) 53	(2.2%) 135

※本項目において、ストーカー被害者26名を含む。

### (5) 一時保護後の状況

総数	自立	帰宅	帰郷	福祉事務所	婦人保護施設	友人宅・知人宅	民間団体	病院	その他
(100%) 6,016	(16.0%) 964	(17.3%) 1,043	(18.2%) 1,093	(17.5%) 1,050	(10.7%) 641	(4.5%) 274	(1.8%) 108	(2.2%) 133	(11.8%) 710

## 2 婦人相談員の業務

婦人相談員は、売春防止法第35条に基づき、社会的信望があり、熱意と識見を持っている者のうちから、都道府県知事又は市長から委嘱され、要保護女子の発見、相談、指導等を行うこととされている。

また、DV法第4条により、配偶者からの暴力被害者の相談、必要な指導を行うこととされている。

平成25年4月1日現在、47都道府県453名（うち婦人相談所220名）、297市区782名、合計1,235名の婦人相談員が全国に配置されている。

### (1) 相談別状況

種別	総数	来 所 に よ る 相 談			巡回相談、出張相談による相談	電 話 相 談		その他(メール等)
		電話・巡回相談等の来所指示による	外国人からの相談	夜間相談				
実 人 員	(100%) 140,629	(48.7%) 68,485	6,466	2,843	(2.4%) 3,421	(47.7%) 67,115	1,184	(1.2%) 1,608
延 人 員	(100%) 327,502	(56.2%) 184,229	14,453	9,336	(3.5%) 11,349	(38.8%) 127,094	2,235	(1.5%) 4,830

※婦人相談所以外の福祉事務所等に配置される婦人相談員が受け付けた相談。

## (2) 来所による相談実人員の主訴別内訳

(1)の来所による相談のうち、夫等からの暴力を主訴とする実人員は20,828人であり、実人員総数の30.5%にあたる。注)暴力被害男性(116名)は含まない。

総数	夫等からの暴力	離婚問題 家庭不和	経済関係	医療関係	帰宅先なし 住居問題	子どもの問題	親族間 の問題	交際相手 の問題	人身取引 売春強要 等(※)	その他
(100%) 68,369	(30.5%) 20,828	(19.2%) 13,161	(15.0%) 10,262	(8.3%) 5,660	(6.5%) 4,436	(6.2%) 4,208	(4.5%) 3,115	(1.3%) 922	(1.2%) 776	(7.3%) 5,001

※本項目において、ストーカー被害者300名を含む。

## 3 婦人保護施設の業務

婦人保護施設は、要保護女子を収容保護する施設で、都道府県、市町村又は社会福祉法人が設置することができる。(売春防止法第36条)平成25年4月1日現在39都道府県に49か所設置されている。

また、DV防止法第5条により、配偶者からの暴力被害者の保護を行なうことができることとされている。

### (1) 入退所状況

	前年度末在所者	当該年度中 新規入所者	当該年度中 退所者	当該年度末 在所者	当該年度中 在所延人員
要保護女子等	419	728	748	399	150,116
同伴する家族	32	411	403	41	16,133
うち同伴児	32	407	398	40	16,078

### (2) 在所者の入所時における主訴別内訳

在所者の主訴別入所の内訳をみると、在所者総数のうち、「夫等からの暴力」を主訴とする者が43.4%にのぼり、次いで「帰宅先なし・住居問題」を主訴とする者が25.4%にのぼる。

注)在所者とは、前年度末在所者と平成24年度に新規に入所した者で、当該年度中1日でも在所した者をいう。

総数	夫等からの暴力	帰宅先なし 住居問題	医療関係	親族間 の問題	子どもの問題	交際相手 の問題	人身取引 売春強要 等(※)	経済問題	離婚問題 家庭不和	その他
(100%) 1,147	(43.4%) 498	(25.5%) 292	(7.0%) 80	(8.7%) 100	(3.9%) 45	(2.6%) 30	(2.3%) 26	(2.4%) 28	(1.2%) 14	(3.0%) 34

※本項目において、ストーカー被害者1名を含む。